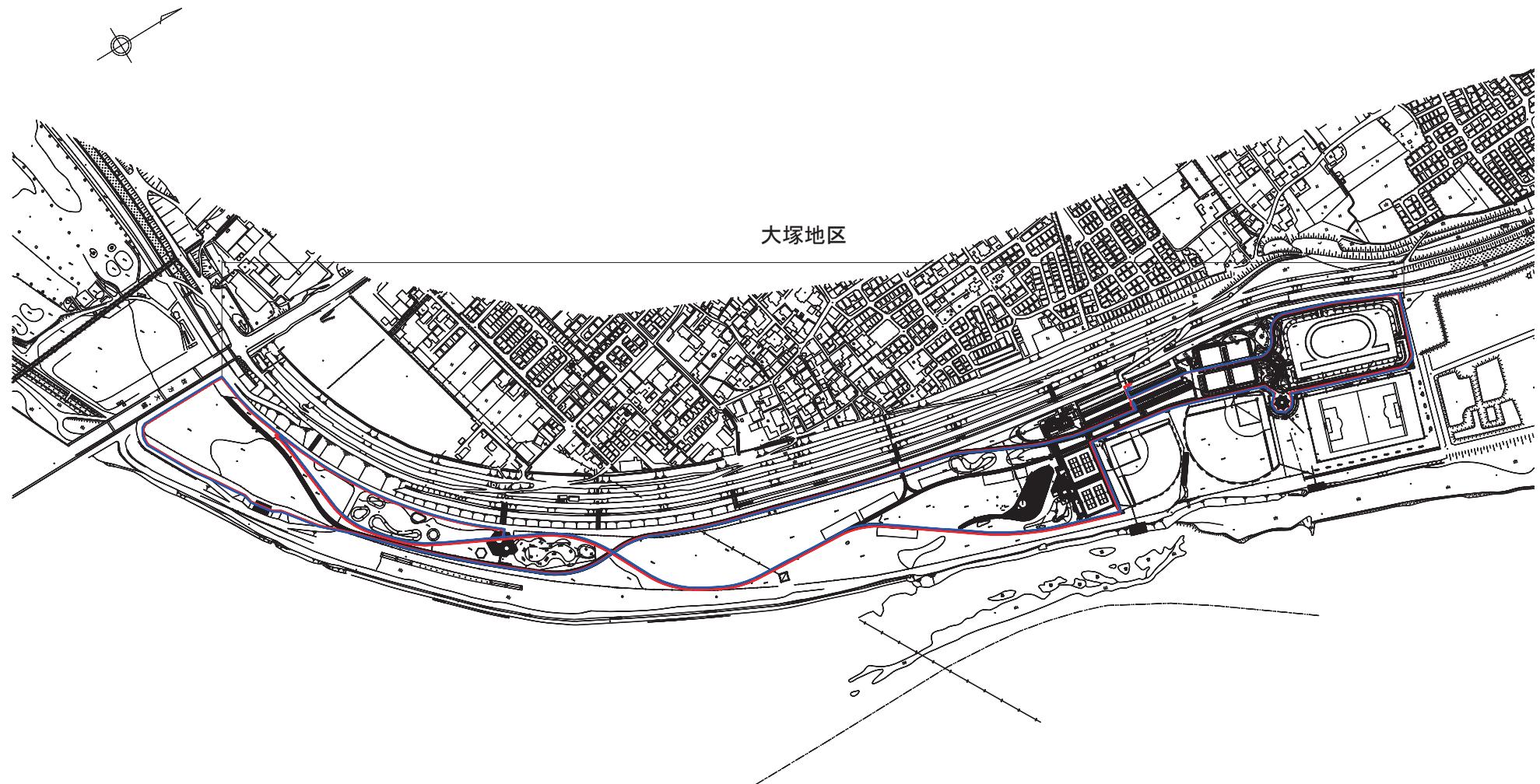


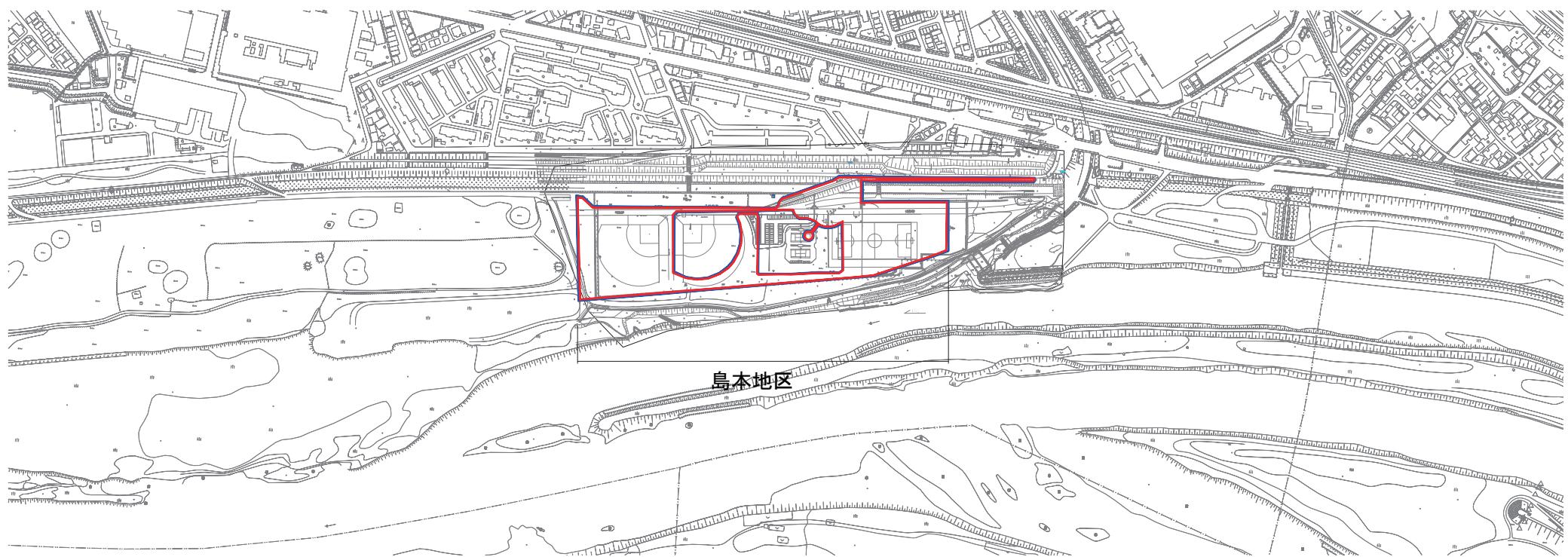
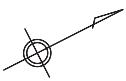
巡回ルート図



凡例	
管理所	
巡回ルート(AM)	
巡回ルート(PM)	

13. 大塚管理地区 (38. 大塚地区)

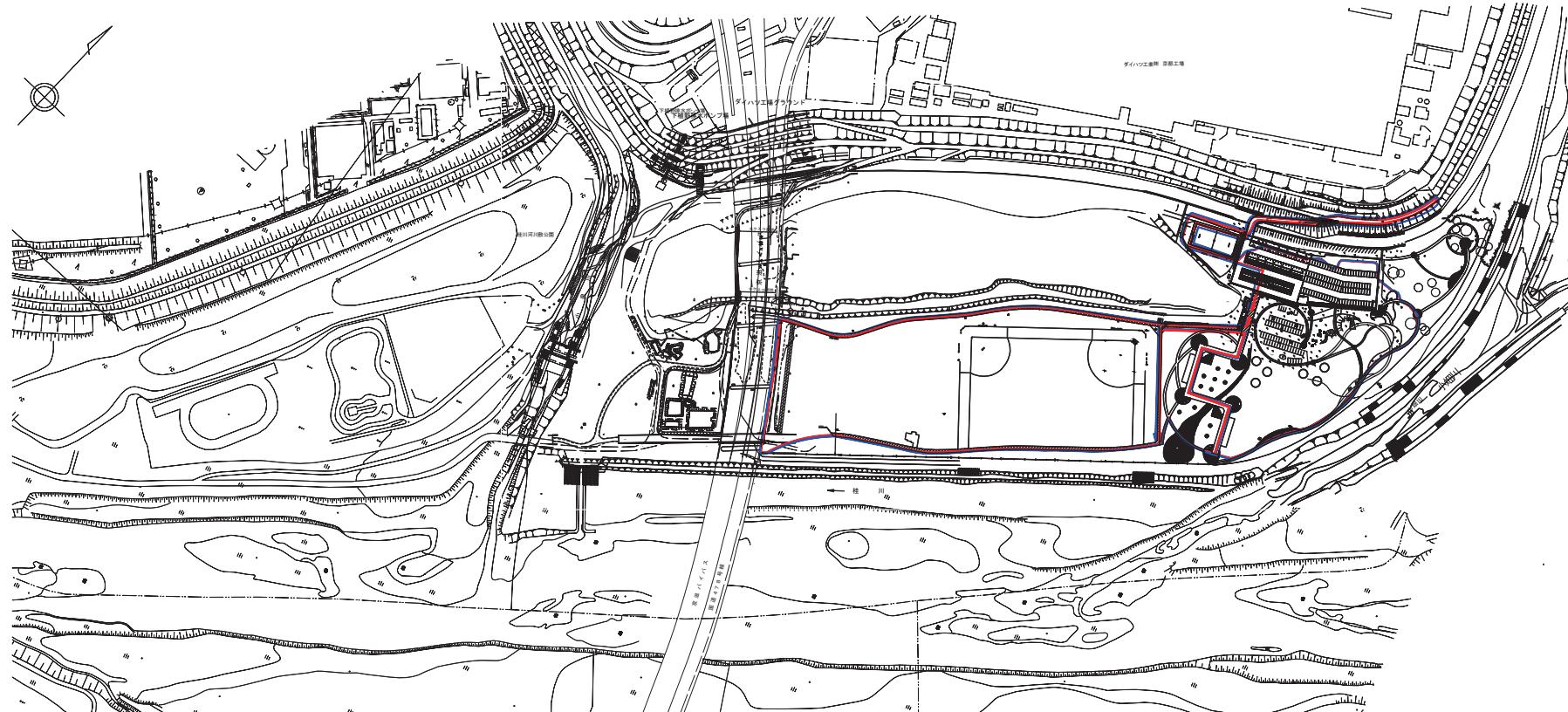
巡回ルート図



凡例	
管理所	
巡回ルート(AM)	
巡回ルート(PM)	

14. 島本管理地区 (39. 島本地区)

巡回ルート図



凡例	
管理所	
巡回ルート(AM)	
巡回ルート(PM)	

15. 大山崎管理地区 (40. 大山崎地区)

巡視ルート図



凡例	
管理所	■
巡視ルート(AM)	—
巡視ルート(PM)	—

41. 御幸橋野草地区

工作物点検について

1. 施設・工作物点検及び安全確保

利用者が安全・安心・快適に公園を利用できるよう、安全な施設の維持管理を行う。通常は、施設・工作物の各種点検を計画的に行い、災害等の不測事態の発生後は臨時点検で補うものとする。そして、不具合を発見したときは、利用者の安全を確保すると共に、施設の応急的な補修、環境整備等を行う。

1) 点検の種類と方法

「日常点検」「定期点検」「遊具点検」「臨時点検」とする。

2) 点検の方法

主として目視、必要に応じて触診・聴診・打診を行うことにより、施設の変状や異常の有無を調べる。また必要に応じ計測器具を用いて行う。

表-1 点検の種類と方法

点検の種類と方法	目視	触診	聴診	打診	計測
日常点検	◎	○	○	×	×
定期点検	◎	○	○	○	×
遊具点検	◎	○	○	○	○
臨時点検	◎	○	○	○	×

◎：標準的に行う、○：必要に応じて行う ×：実施しない

目視：直接目で見る点検。日常的な観察により、表面の腐蝕の程度、変色等より重大な変状をとらえるものとする。

触診：手で触れることにより、削げ・引っかかり・切れ目など危険箇所がないかを確認する。劣化状況に応じて重点的に行う。

聴診：可動部を実際に作動させて、異音により変状を判定する。

打診：テストハンマーなどを使用し叩き、そこで発生する音から、目視や触診では解らない微妙な変状を察知する。

計測：設計図を基に、計測機器を用いて変状を計測する。

3) 日常点検

ア. 日常点検

- ① 管理所員は、1日4回、自転車または徒歩にて区域巡視の時に目視による点検を行う。必要に応じて触診・聴診等により、工作物施設の異常等の有無を調べる。
- ② 広域巡回する担当者は、1日1回、広域巡視時に目視により点検を行う。必要に応じて触診・聴診等により、工作物施設の異常等の有無を調べる。

- ③ 異常があった場合必要な安全措置を行い、速やかにサービスセンターに報告する。

イ. 点検項目

- ① 園路施設の破損、変形、汚れがないか。
- ② 運動施設、その付属施設の破損、変形、汚れがないか。
- ③ 便益施設の破損、変形、汚れ、漏水、詰まりがないか。
- ④ 休養施設の破損、変形、汚れがないか。
- ⑤ 管理施設の破損、変形、汚れがないか。標識は表示内容が消えていないか。
- ⑥ 遊具施設の破損、変形、汚れがないか。砂場の砂の固結化または砂の不足により底部が露出していないか。
- ⑦ 修景施設（電気設備・機械設備含む）の破損、変形、汚れがないか。

4) 定期点検

ア. 定期点検

- ① 4月と12月の年2回、サービスセンターごとに詳細な点検を全地区を対象に行う。（枚方・大日・西中島・太間・太子橋地区の電気設備・機械設備点検は除く）
- ② 主に目視とするが、必要に応じて触診・聴診・打診により、工作物施設の異常等の有無を調べる。
- ③ 工作物の目視が出来ない土中部分については必要に応じ掘削し異常等の有無を調べる。
- ④ 異常があった場合は安全措置を行い、速やかに補修を行う。
- ⑤ 大規模修繕、改築は近畿地方整備局が実施するため点検結果を速やかに報告する。

イ. 点検項目

点検は、「チェックリスト」を別途作成して、その指示に基づき行う。

5) 遊具点検

- ① 日常点検は、全地区、年間を通じ計画的に直営班において行う。
- ② 定期点検はサービスセンターにより作成したチェックリストに基づき行う。
- ③ 必要に応じて、専門業者に点検を依頼する。
- ④ 異常があった場合は安全措置を行い、速やかに補修を行う。
- ⑤ 大規模修繕、改築は近畿地方整備局が実施するため点検結果を速やかに報告する。

6) 臨時点検

ア. 臨時点検、精密点検

- ① 出水、震度5以上の地震発生、津波、その他の事由により、施設に異常箇所が生じるおそれがある場合、又は利用者がけがをしたり他公園などにおいて類似施設による事故があった時に行う。

- ② 各サービスセンターが担当し、定期点検と同様の点検を行う。また、必要に応じて点検を専門業者に依頼する。
- ③ 点検方法、対処は定期点検と同様とする。

イ. 点検項目

点検項目は定期点検と同様とし、チェックリストに基づき行う。

7) 点検後の措置

ア. 安全措置

- ① 危険な場所や工作物等を発見した場合は利用者が立ち入ったり、利用出来ないよう速やかにカラーコーン・杭・ロープ等で囲み、使用禁止看板による明示を行う。
- ② 工作物等の補修や、汚れ、異物の除去清掃等の軽微な作業を状況に応じて行う。
巡視時に点検を行った結果をもとに、事故を未然に防ぐために安全対策を行い、軽微なものについては、必要に応じてサービスセンターの指示により、応急処置、又は補修を行う。
- ③ ①②で対応が困難、又は不十分であるとサービスセンターが判断した場合は、現場管理員、直営班、センター職員が協力して対応し、必要に応じて専門業者による対応を行う。

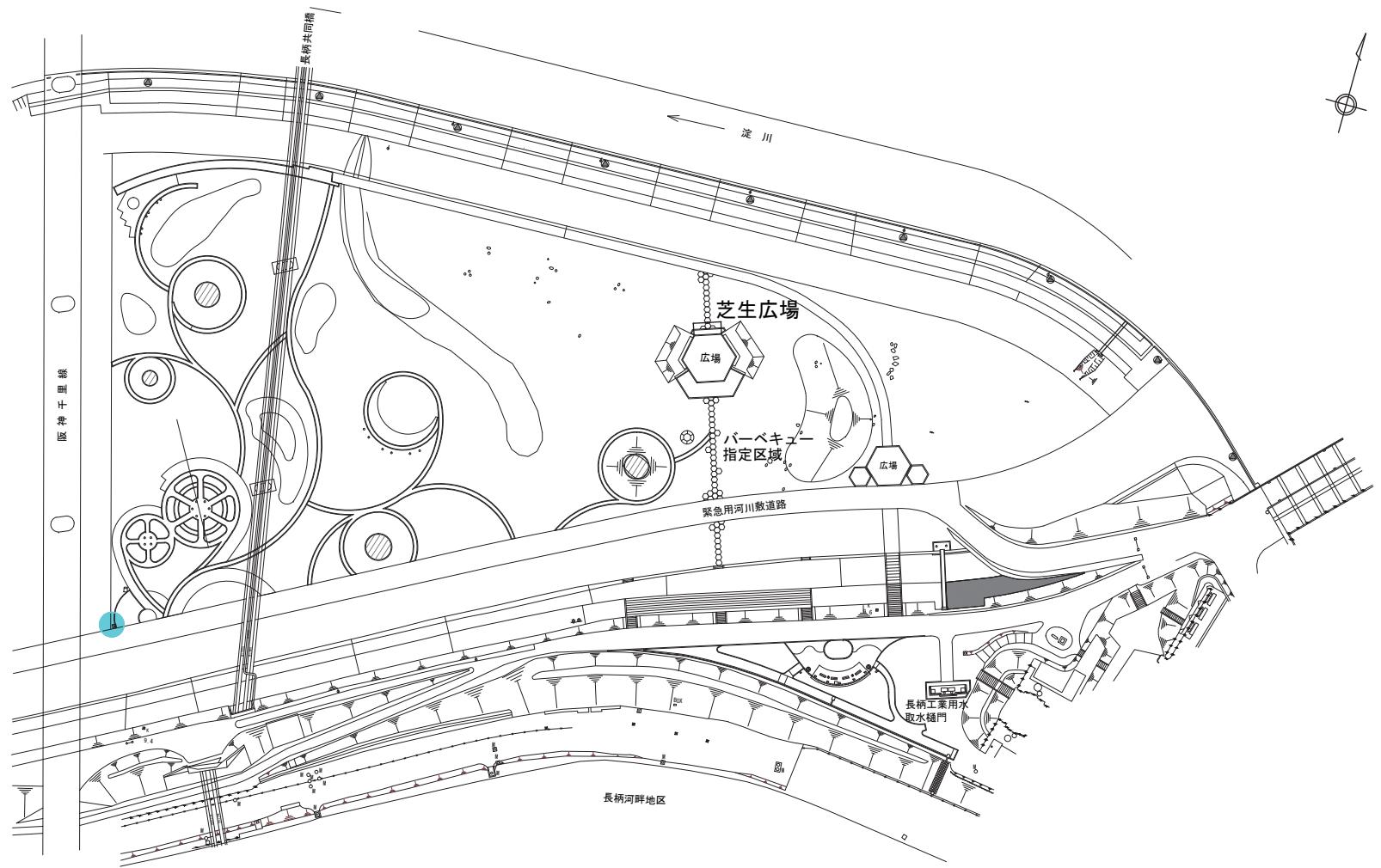
イ. 近畿地方整備局が行う大規模修繕以外の補修と撤去

- ① 補修計画を立案するにあたり、その実施時期や優先順位、特に利用頻度の高さ、機能障害の重大性、処置の緊急性を配慮する。
- ② 破損の大きい施設、耐用能力の限界（腐蝕・損耗等）にきている施設、又は安全上支障をきたす施設は近畿地方整備局の指示により撤去する。

工作物に係る点検整備（位置図）

1. トイレ・ゴミ集積所図

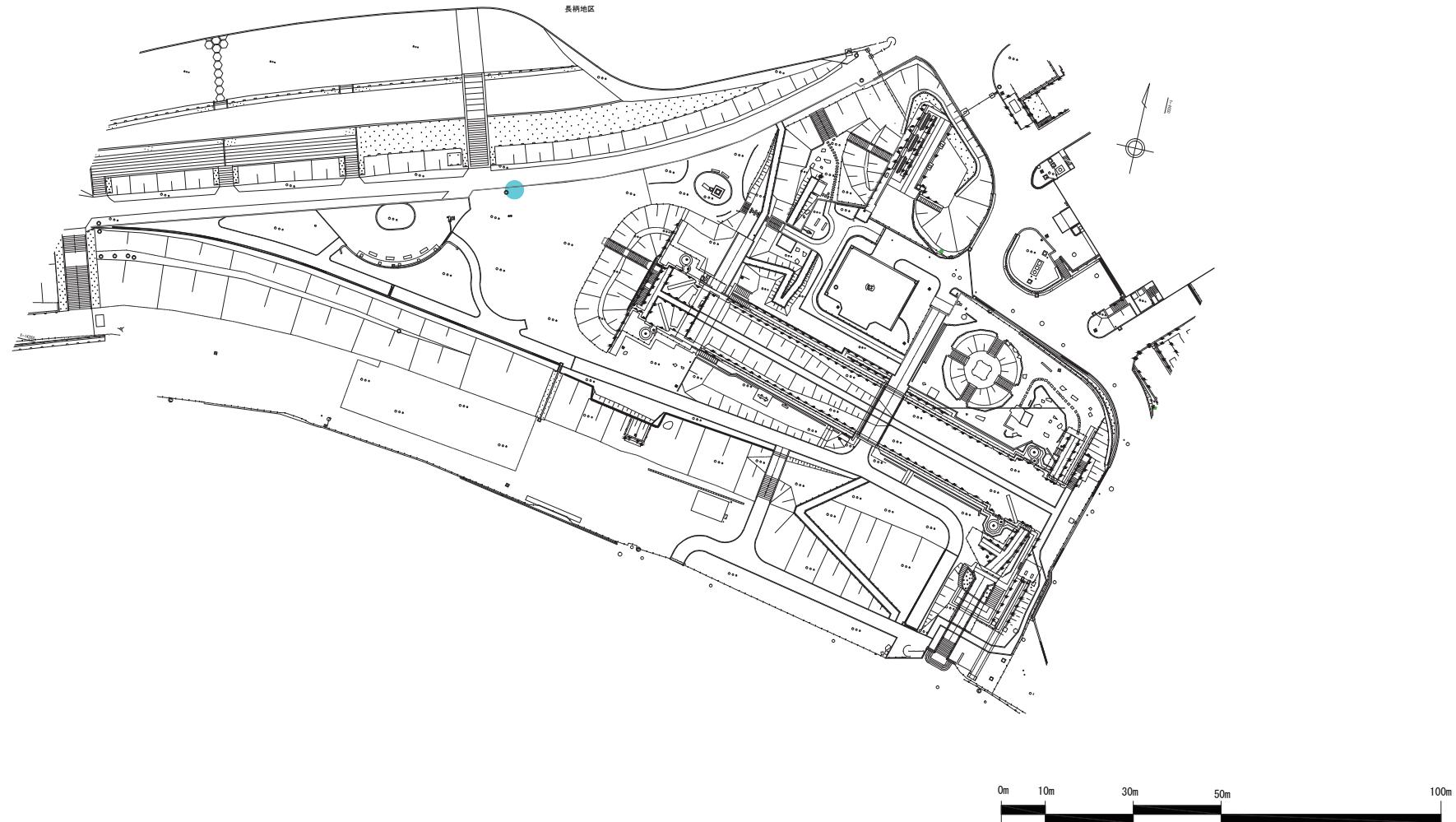
トイレ・ゴミ集積所図



0m 10m 30m 50m 100m

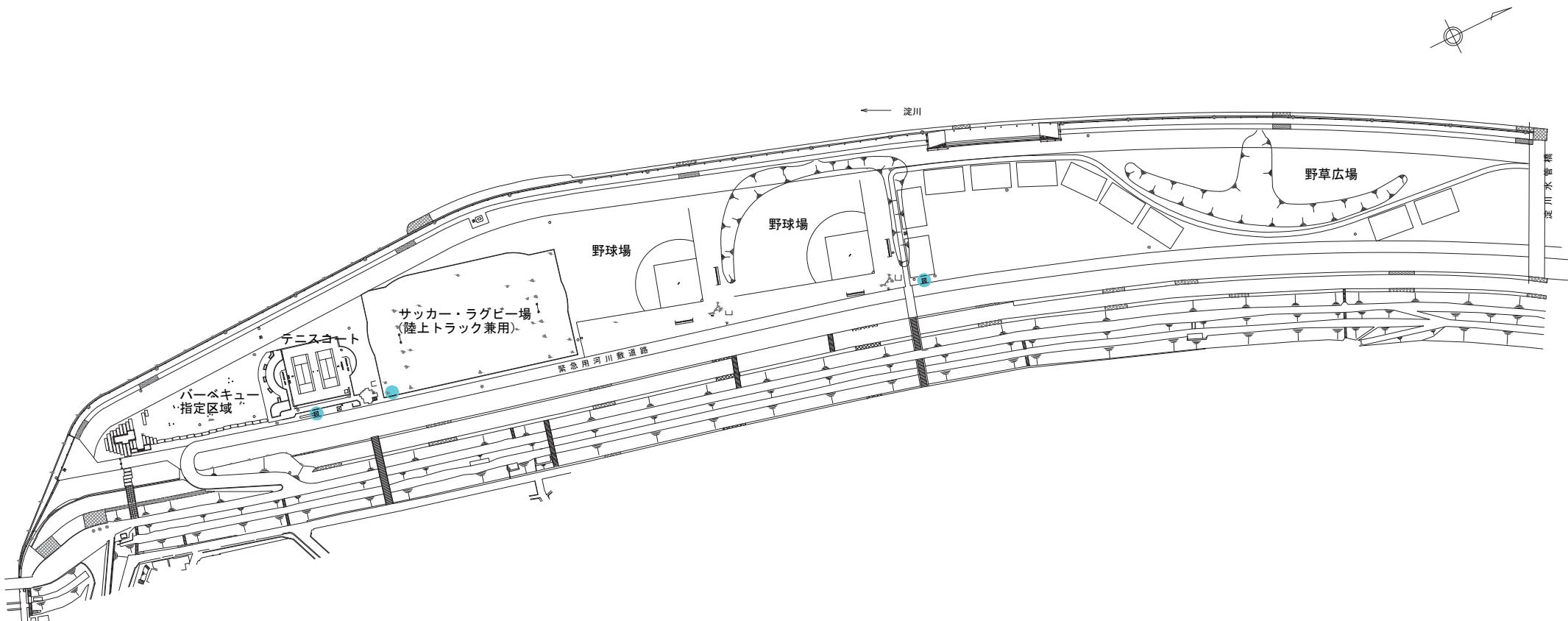
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図



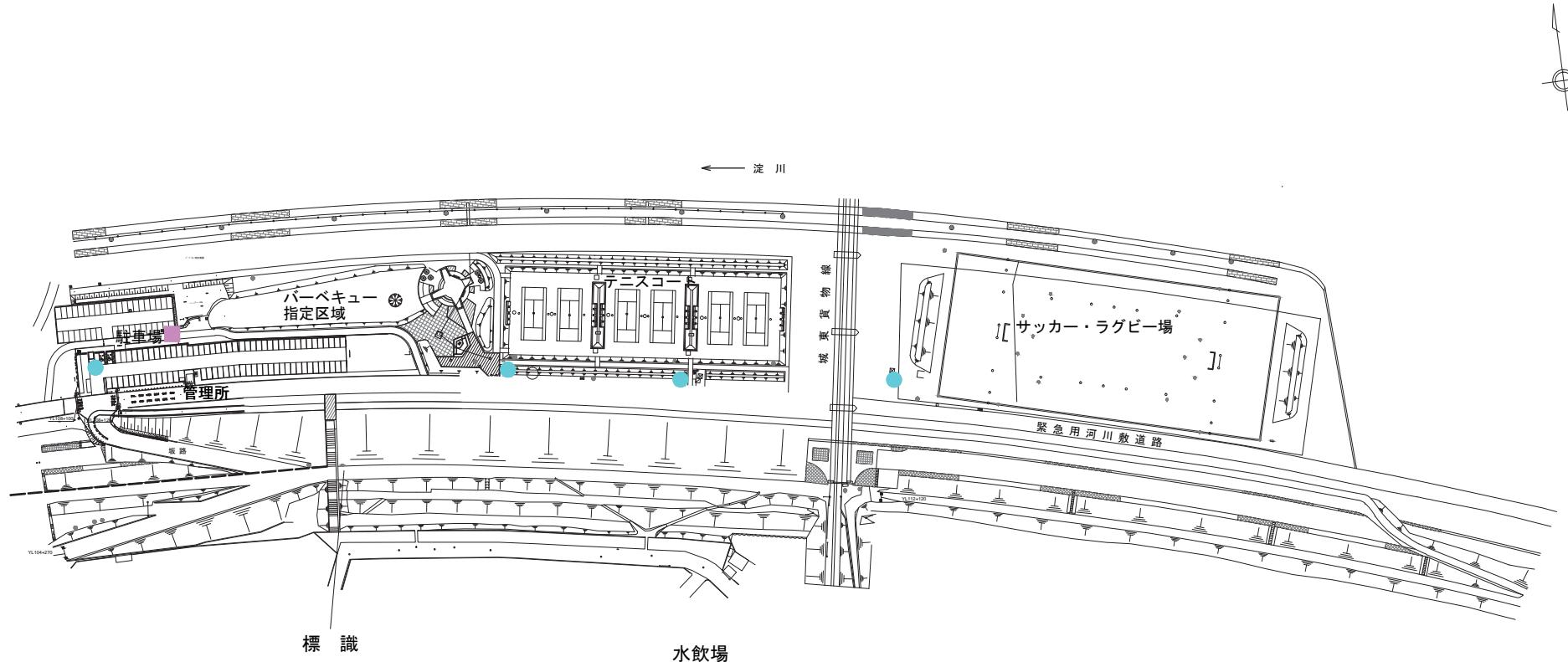
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

-別添222-

0m 10m 30m 50m 100m

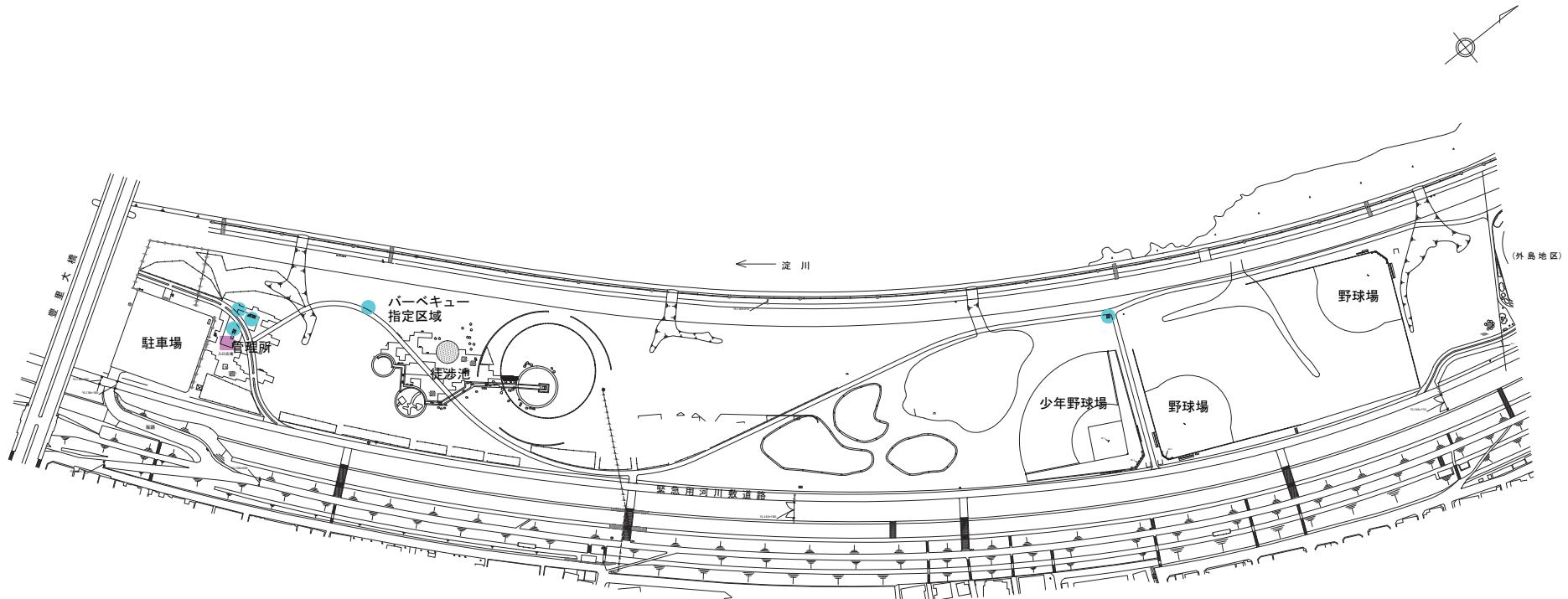
5. 毛馬地区

トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図



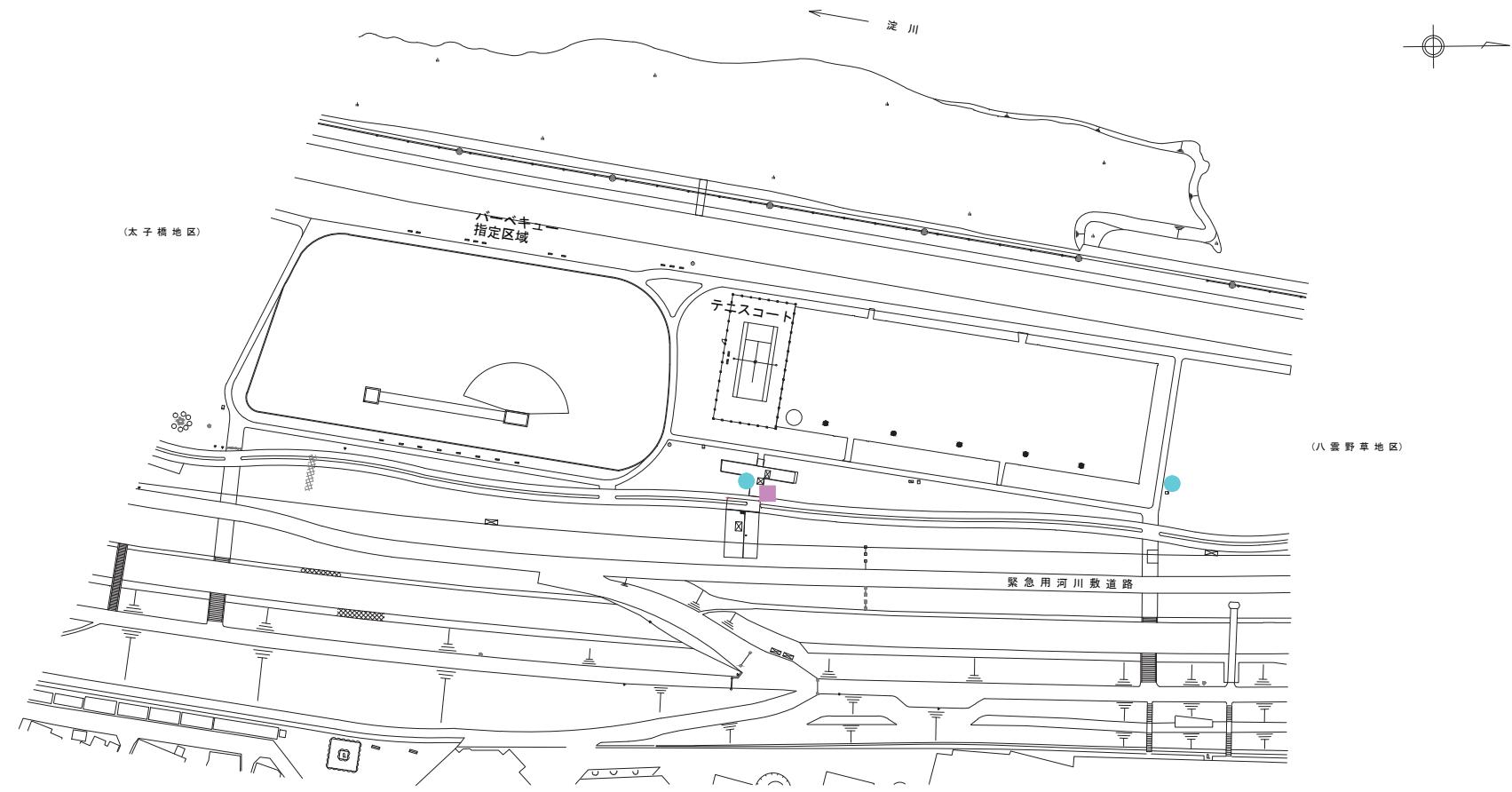
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

-別添224-

0m 10m 30m 50m 100m

8. 太子橋地区

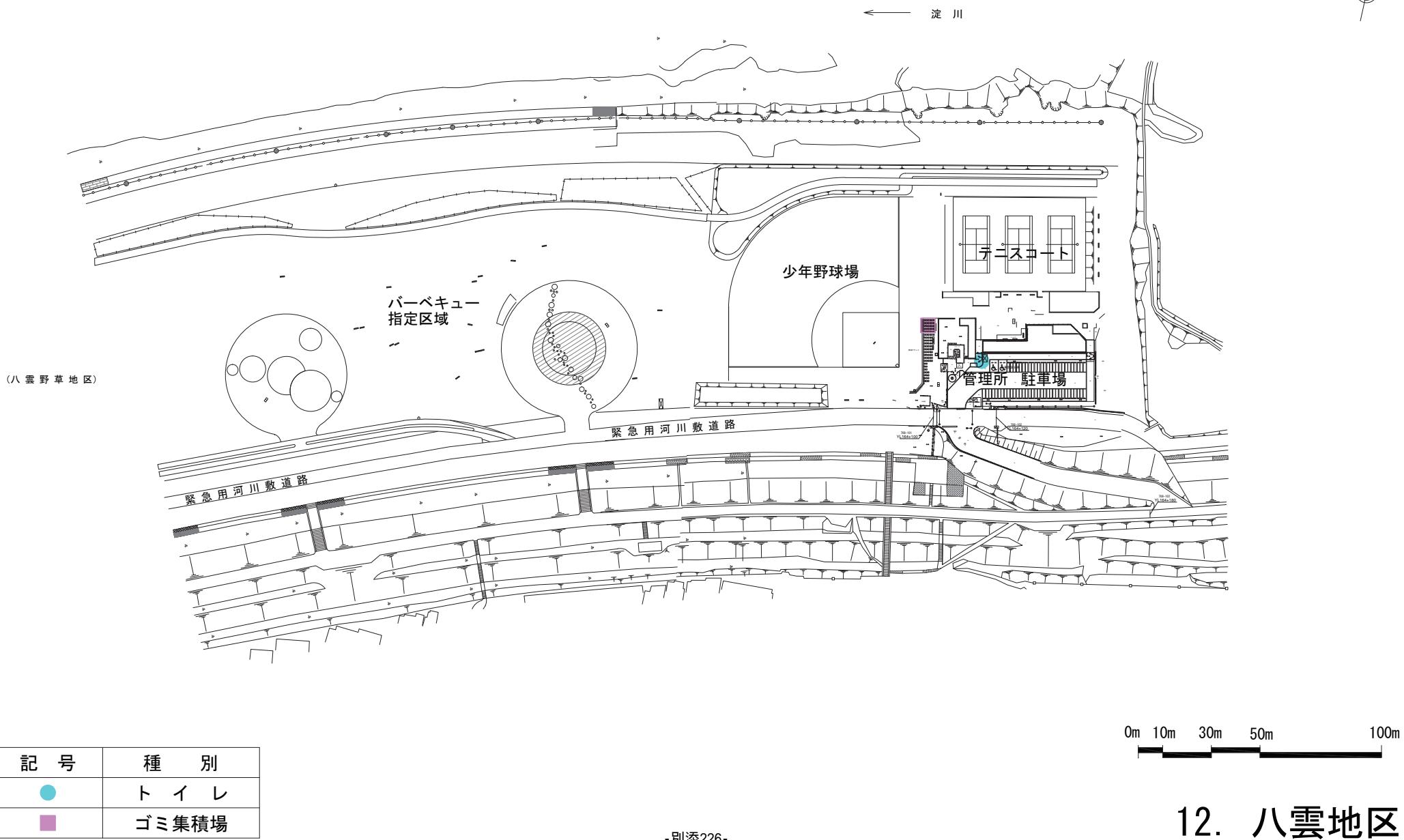
トイレ・ゴミ集積所図



0m 10m 30m 50m 100m

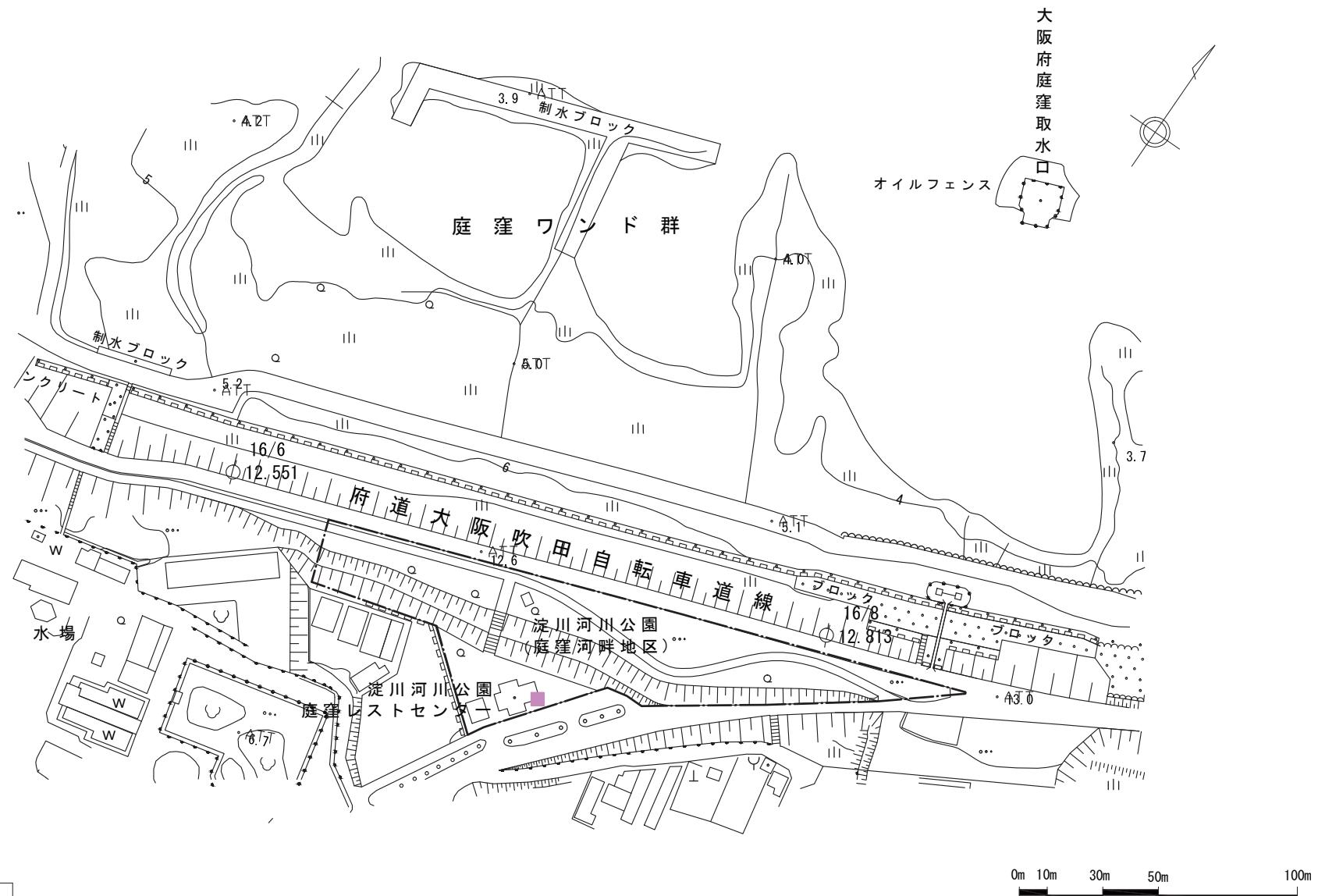
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図

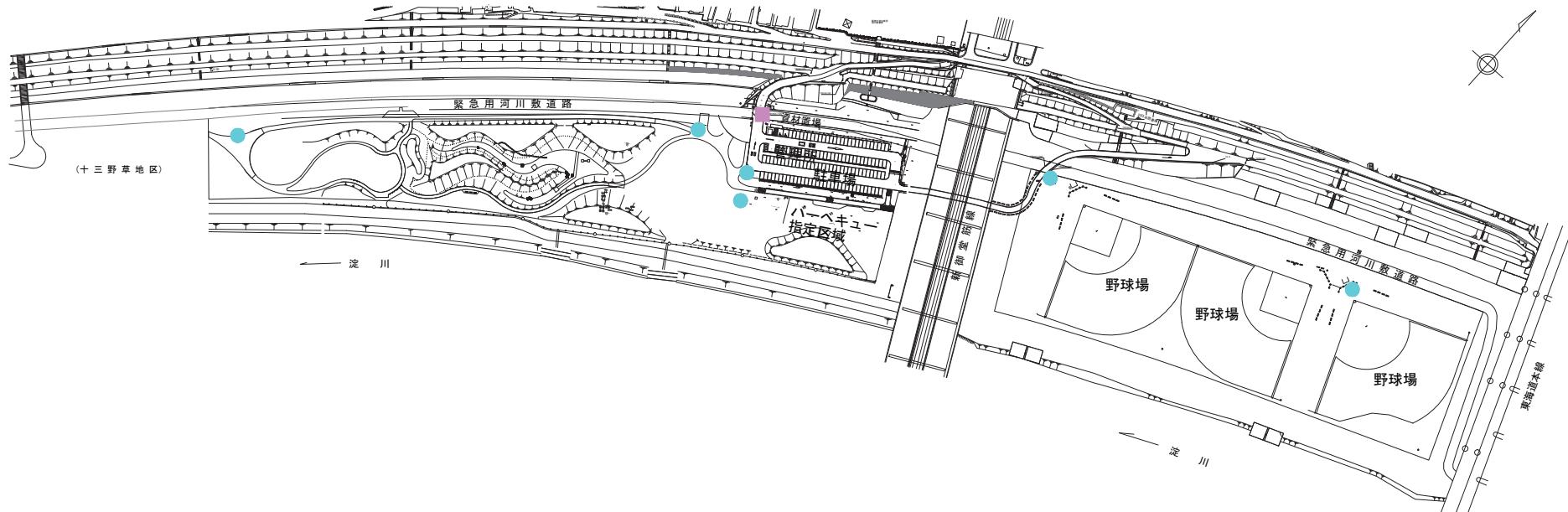


トイレ・ゴミ集積所図

取水口



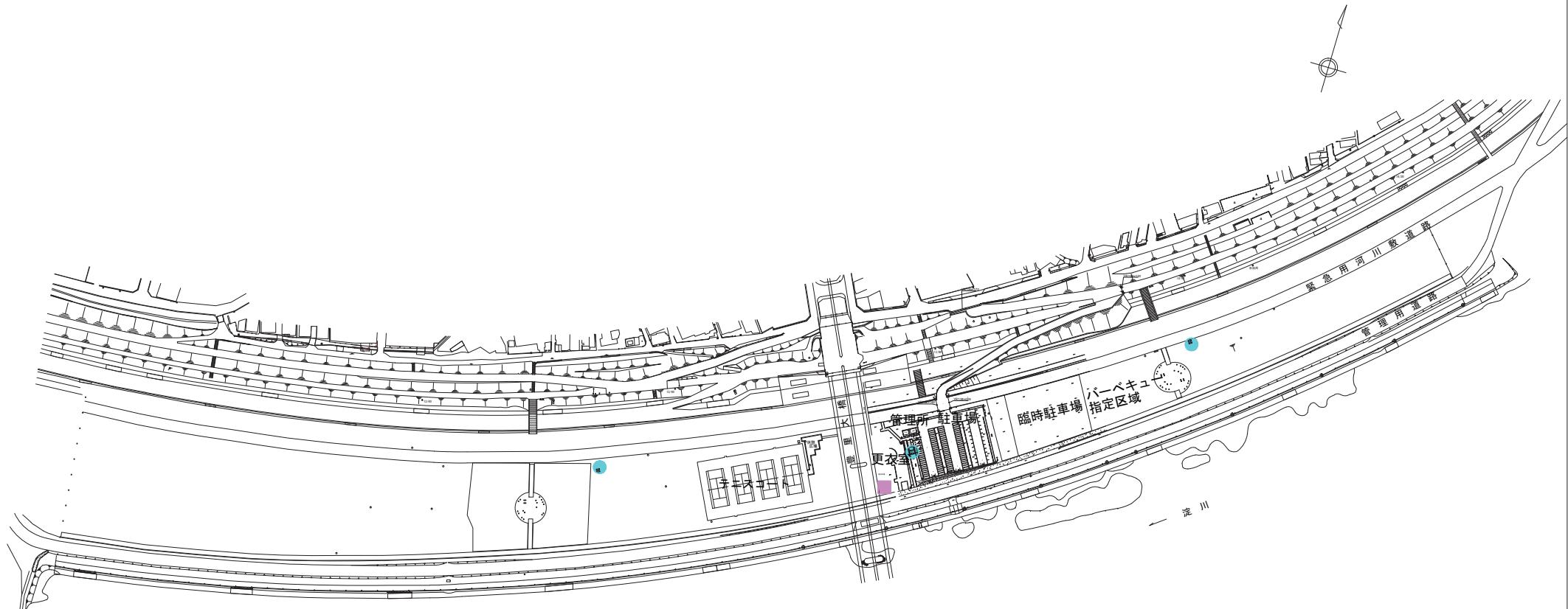
トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

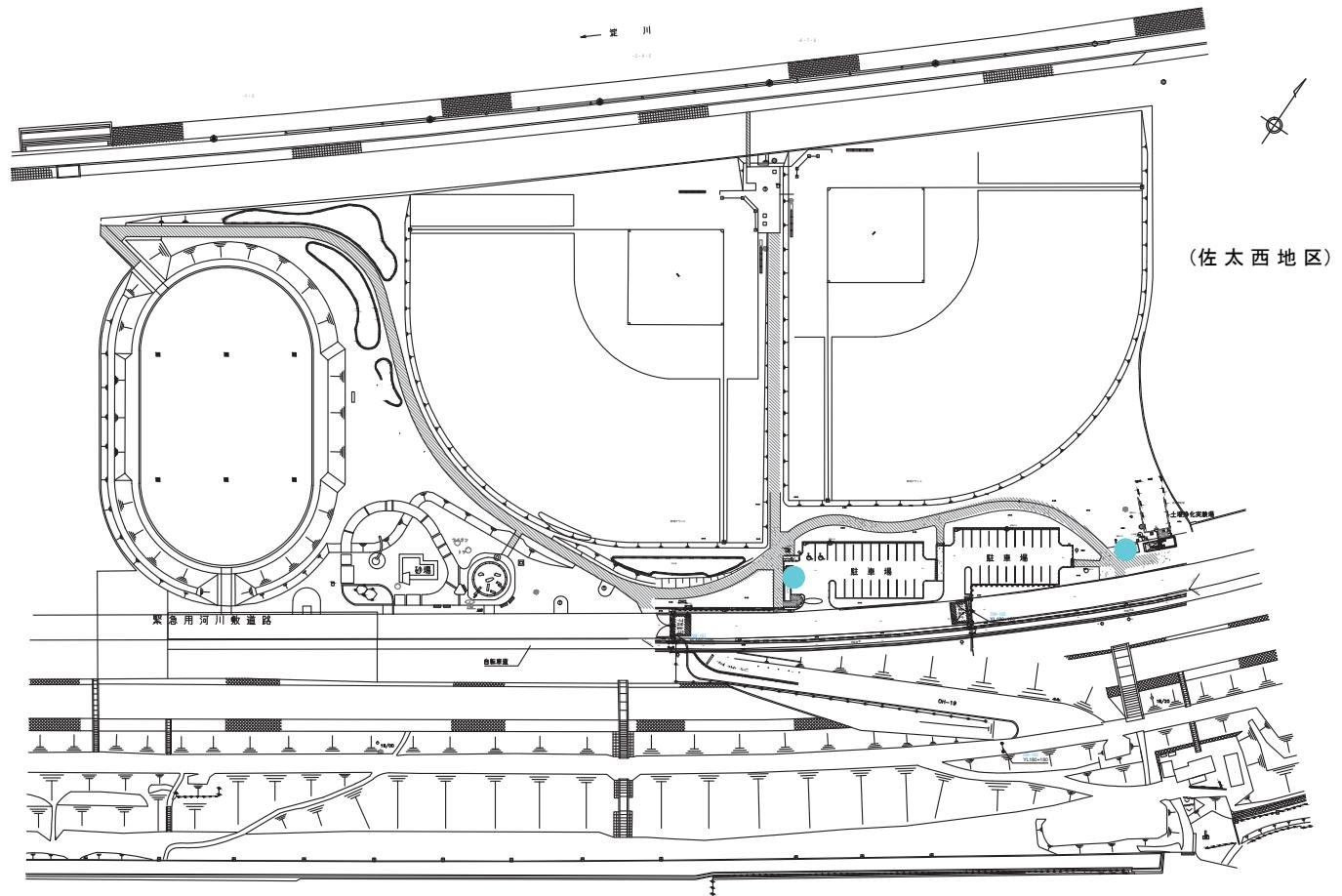
0m 10m 30m 50m 100m 200m

トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

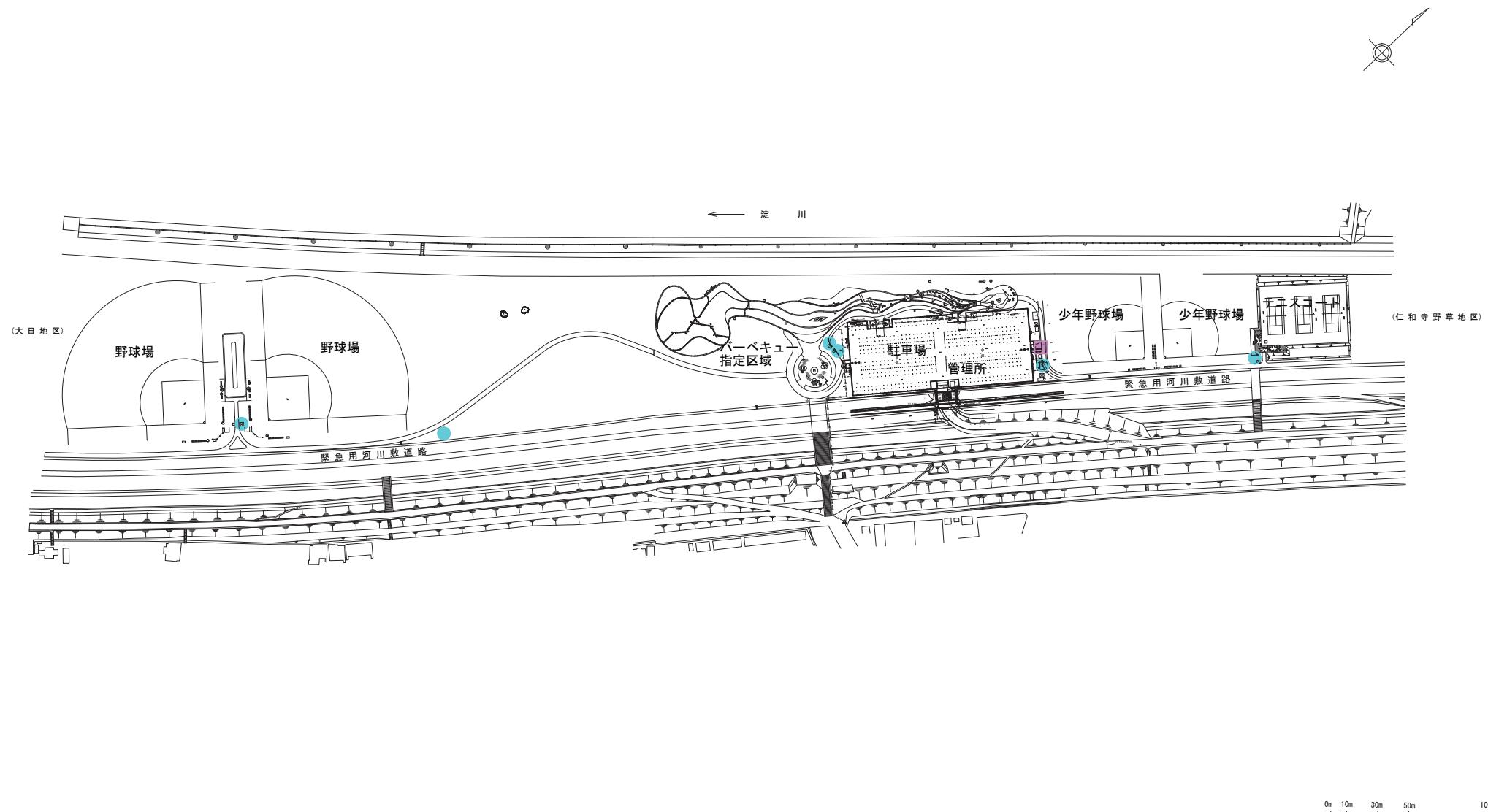
トイレ・ゴミ集積所図



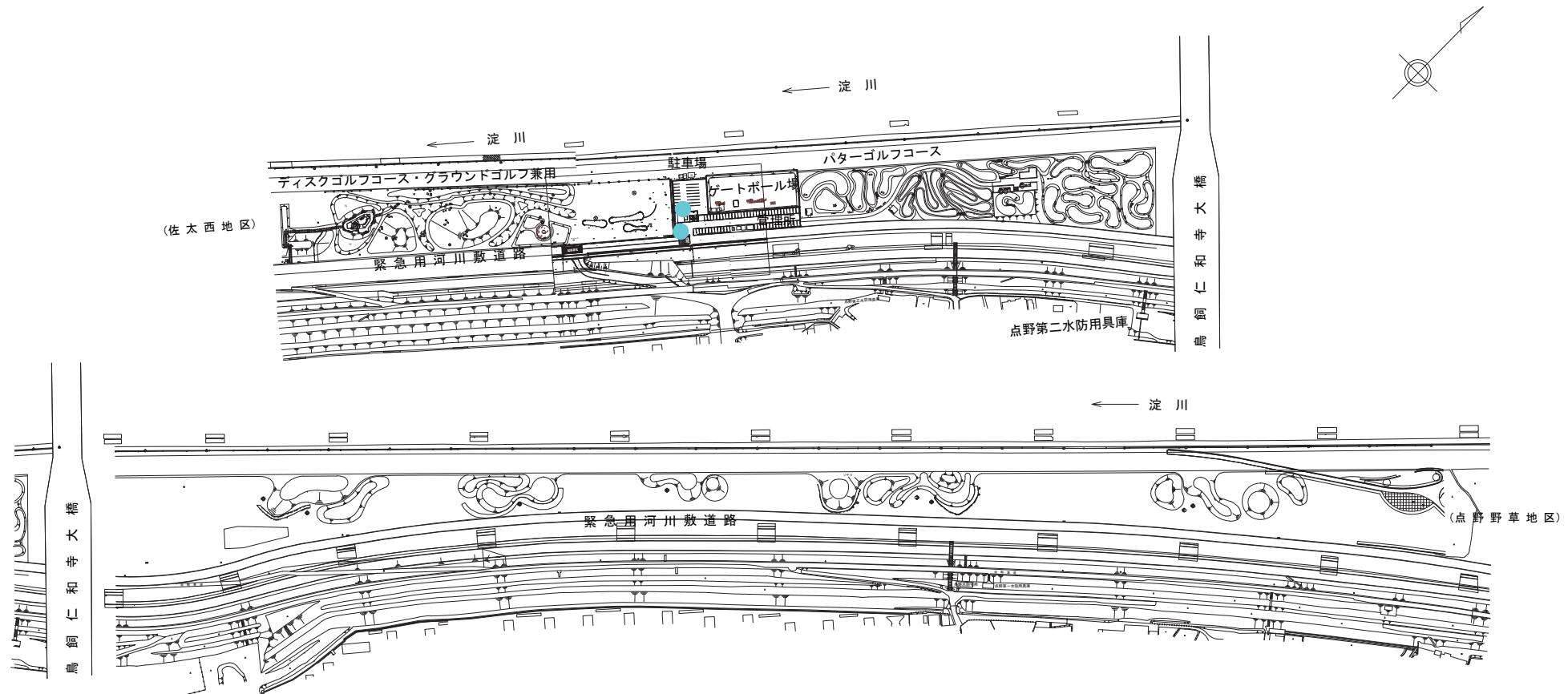
0m 10m 30m 50m 100m

記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図



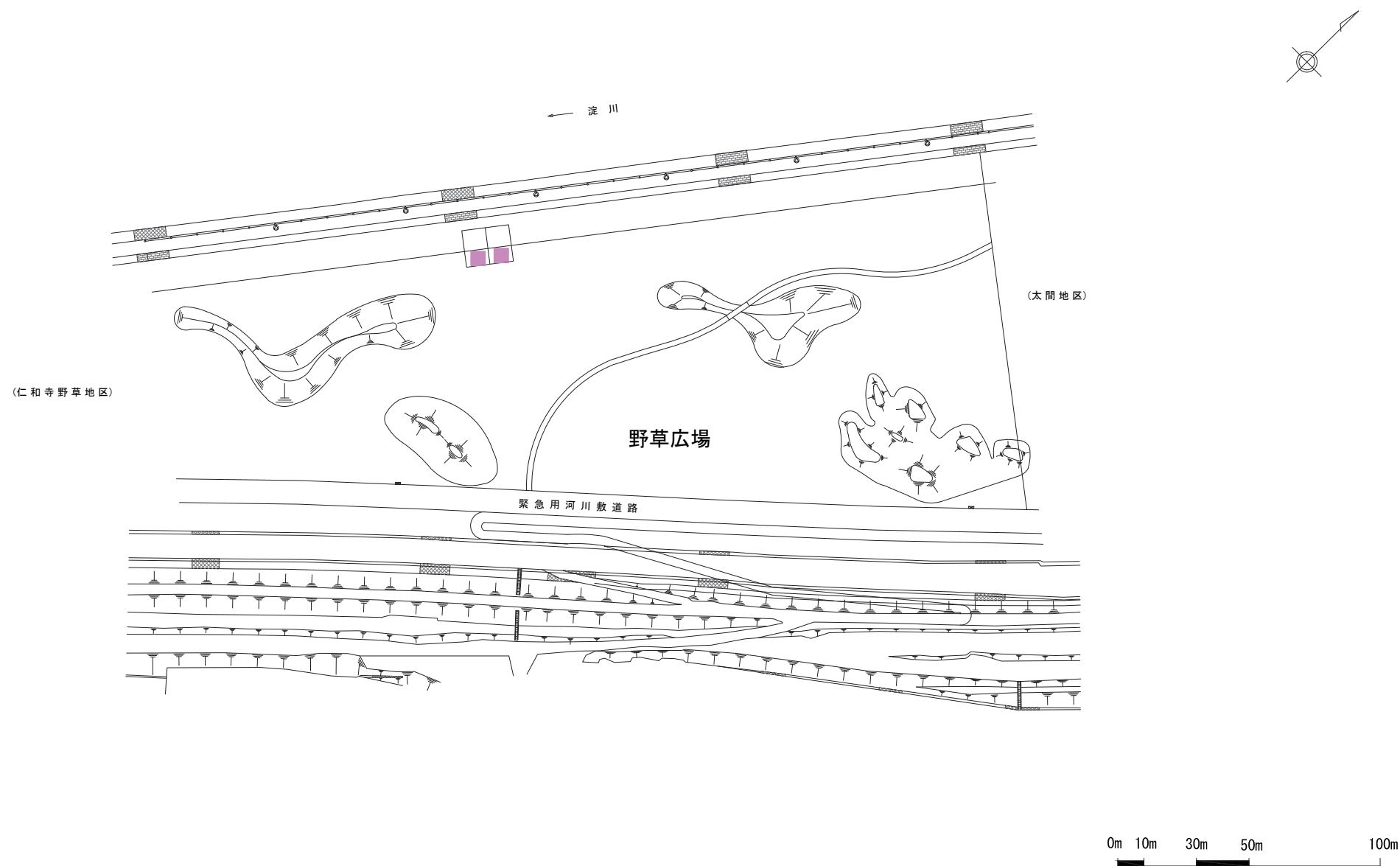
トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

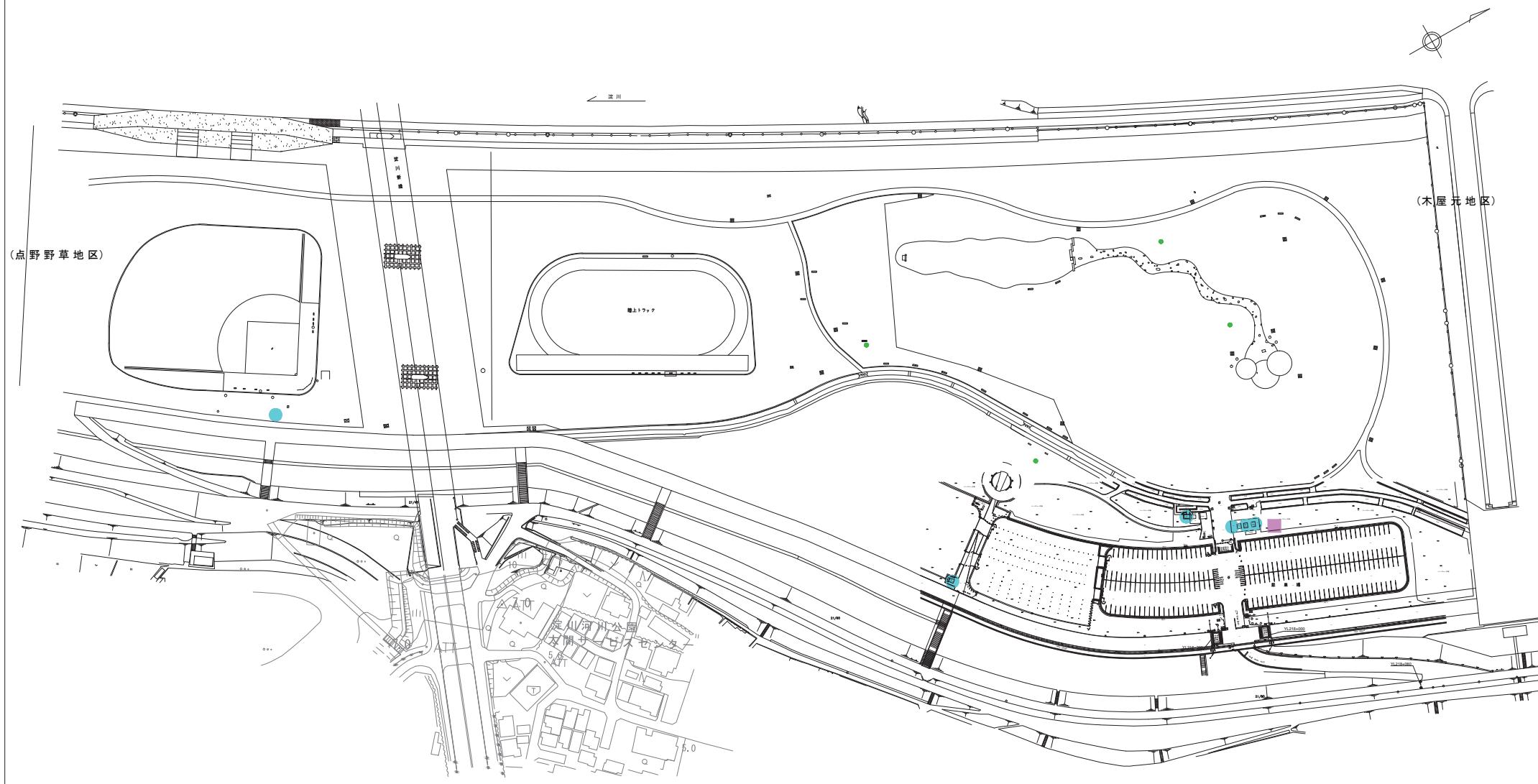
10m
0m 30m 50m 100m 200m

トイレ・ゴミ集積所図



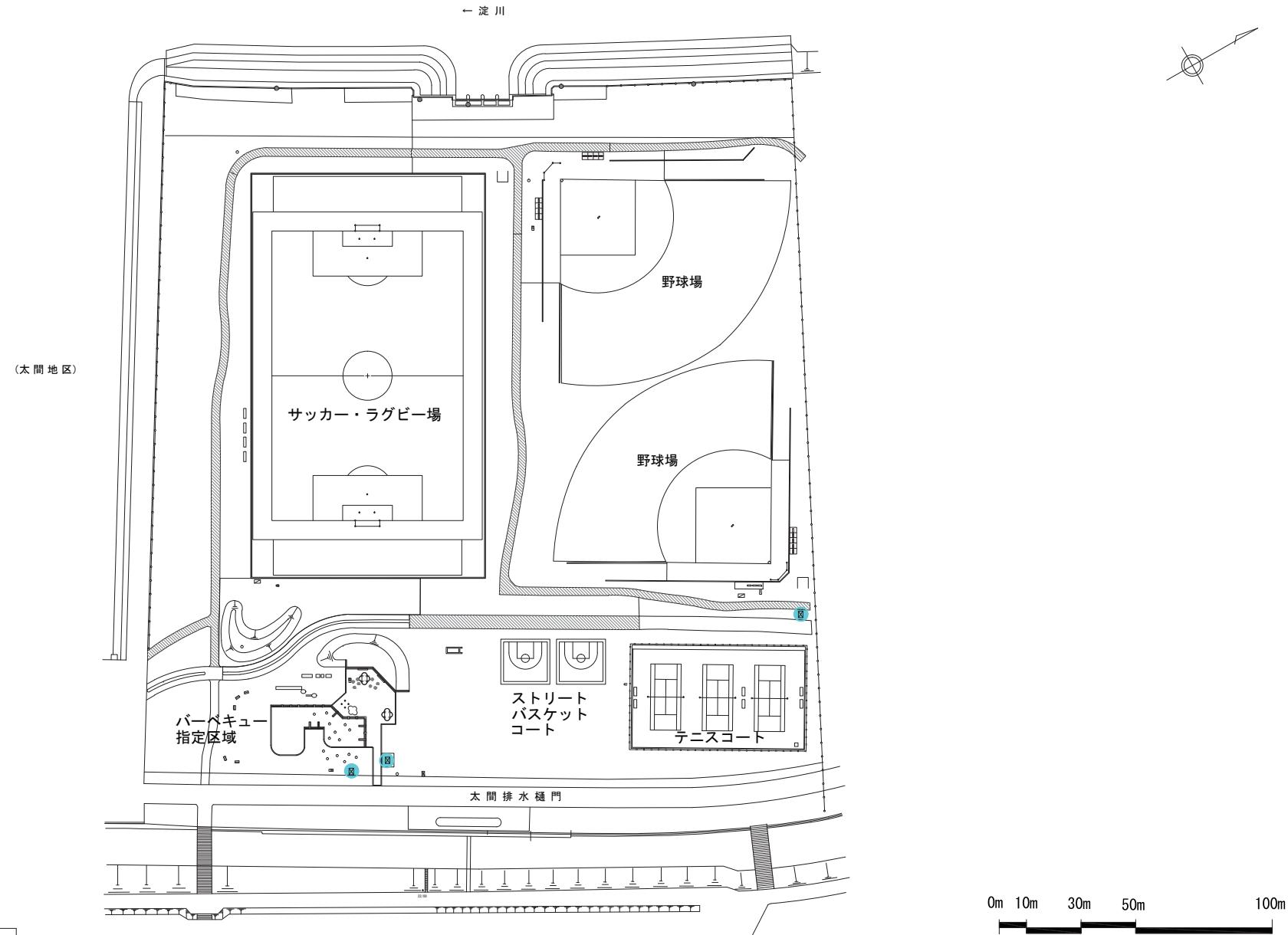
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図



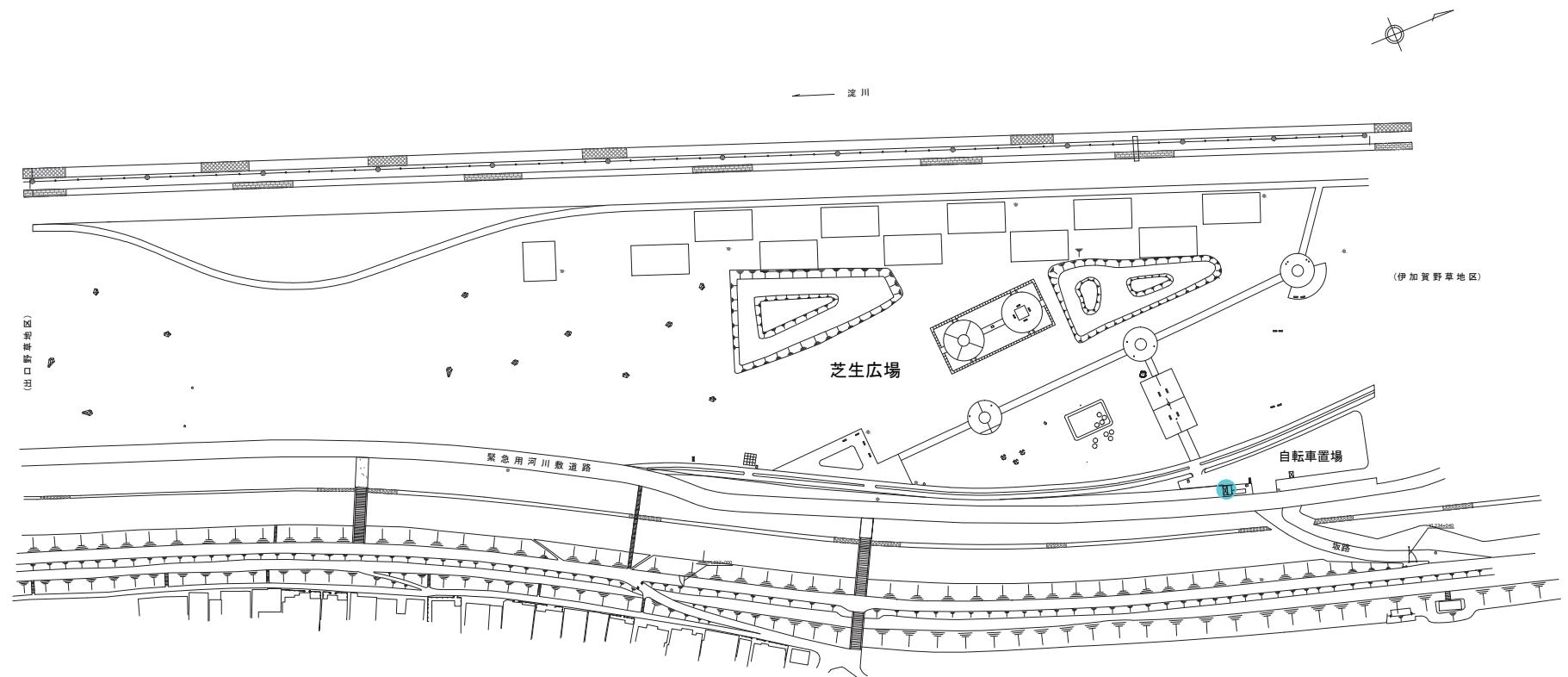
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図



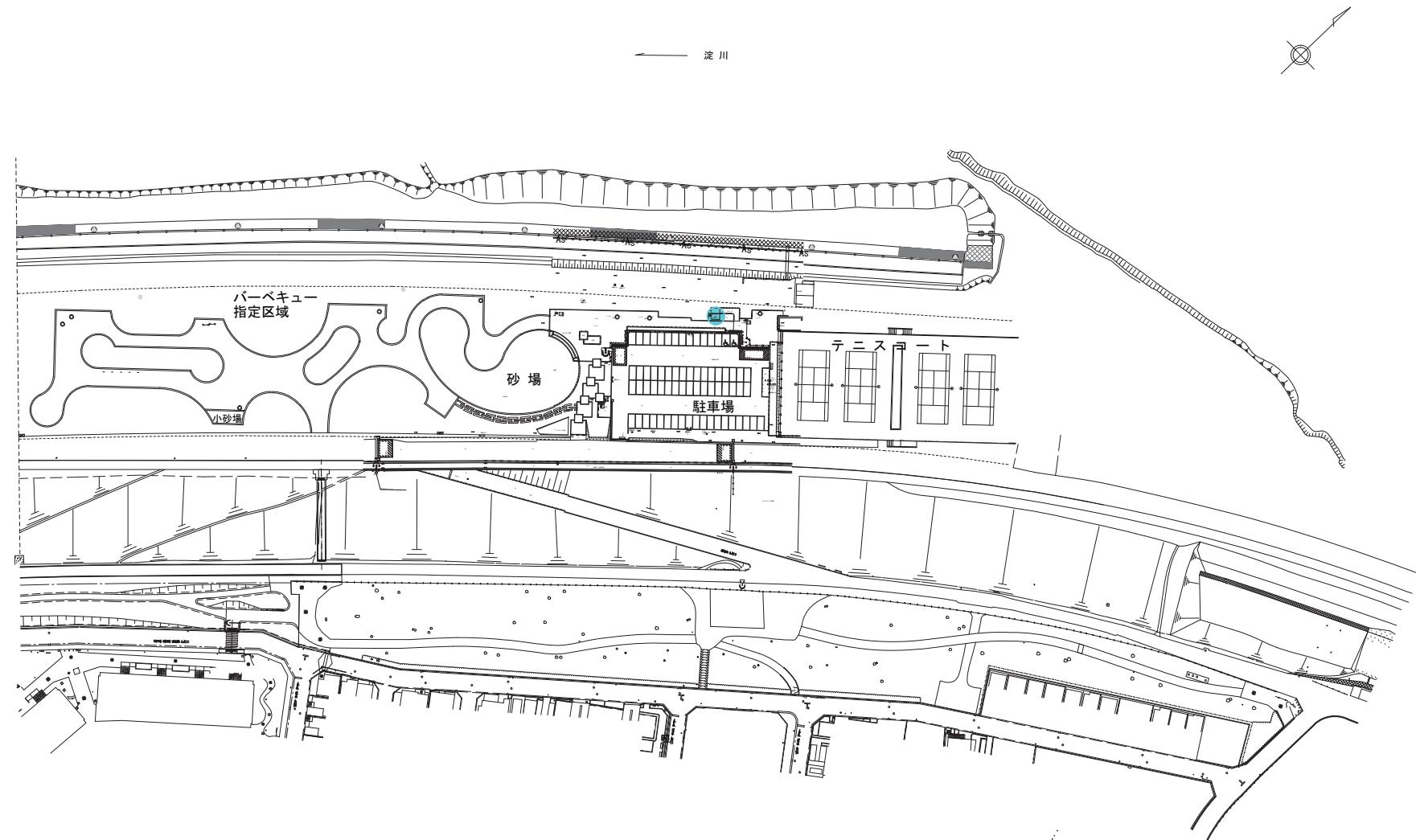
記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場

トイレ・ゴミ集積所図



記号	種別
●	トイレ
■	ゴミ集積場